無断複製・頒布を禁じます

ＬＥＣ社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

一問一答過去問ＢＯＯＫ〈2024 年度版〉

（2024 年度合格目標 合格講座本論編/中上級講座ほか　教材）

（2024/07/03 現在）

2024 年度合格目標　合格講座本論編の自宅学習用教材等である「2024 年度版　一問一答過去問ＢＯＯＫ」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

- 2023/09/27 更新分… p . 1
- 2023/11/08 更新分… p . 2～7
- 2024/04/15 更新分… p . 8～18
- 2024/05/14 更新分… p . 19～20
- 2024/05/29 更新分… p . 21
- 2024/06/18 更新分… p . 22～23
- 2024/07/03 更新分… p . 24

無断複製・頒布を禁じます

【2023/9/27 更新分】

労働安全衛生法(RU24801)

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
訂正	P51 No.99　解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

99. ○ (法60条、令19条)本肢のとおりである。製造業(たばこ製造業、繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)を除く)は、職長等教育の対象業種である。(P103)

【2023/11/08 更新分】

労働基準法(【第 1 版】RU24800／【第 2 版】RU24810)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	【第 1 版】 P9 No.22　解答・解説 4 行目 【第 2 版】 P9 No.19　解答・解説 4 行目	…、主たる生計の維持者ではないではないこと等を理由とすることの意であり、…	…、主たる生計の維持者ではないこと等を理由とすることの意であり、…
訂正	【第 1 版】 P11 No.28　解答・解説 1 行目 【第 2 版】 P11 No.25　解答・解説 1 行目	○(昭22.9.13発基17号)本肢のとおりである。	○ (昭 63.3.14 基発 150 号)本肢のとおりである。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	【第１版】 ※掲載なし 【第２版】 P11 No.26　解答・解説 １行目	×（昭22.9.13発基17号）強制労働の禁止を定めた法５条における「監禁」とは、…	×（昭63.3.14基発150号）強制労働の禁止を定めた法５条における「監禁」とは、…
訂正	【第１版】 P17 No.46　解答・解説 １行目 【第２版】 P17 No.45　解答・解説 １行目	×（法９条）形式上は請負のような形式をとっていても、その実態において使用従属関係が認められるときは、…	×（法９条）形式上は請負のような形式をとっていても、その実体において使用従属関係が認められるときは、…

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
改正	【第１版】 P34 No.92　問題 【第２版】 P32 No.89　問題	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。なお、本問において、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含ないものとする。普（R3.2-B）

【※訂正箇所下線なし ver.】

労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。なお、本問において、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含ないものとする。普（R3.2-B）

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
改正	【第１版】 P35 No.92　解答・解説 【第２版】 P33 No.89　解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

○　(令 5.10.12 基発 1012 第 2 号)本肢のとおりである。本肢の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」には、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲が含まれており、当該変更の範囲とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいう。したがって、本肢の将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務についても明示する必要がある。なお、当該「就業の場所及び従事すべき業務」には、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれない。(テキスト該当ページなし)

【※訂正箇所下線なし ver.】

○　(令 5.10.12 基発 1012 第 2 号)本肢のとおりである。本肢の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」には、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲が含まれており、当該変更の範囲とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいう。したがって、本肢の将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務についても明示する必要がある。なお、当該「就業の場所及び従事すべき業務」には、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれない。(テキスト該当ページなし)

労働者災害補償保険法(RU24802)

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
訂正	P35 No.88　解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

88.　○　(令5.9.1基発0901第2号)本肢のとおりである。なお、「必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃」を反復・継続するなどして執拗に受けたときは、心理的負荷の程度は「強」になるとされている。(テキスト該当ページなし)

【※訂正箇所下線なしver.】

88.　○　(令5.9.1基発0901第2号)本肢のとおりである。なお、「必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃」を反復・継続するなどして執拗に受けたときは、心理的負荷の程度は「強」になるとされている。(テキスト該当ページなし)

無断複製・頒布を禁じます

雇用保険法(RU24803)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P99 No.295　解答・解説 2行目	…、育児休業給付金が支給される。（P187-188）	…、育児休業給付金が支給される。（テキスト該当ページなし）

【2024/4/15 更新分】

労働者災害補償保険法(RU24802)

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
改正	P105 No.278　解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

278. ○ (則 33 条 2 項 1 号・2 号)本肢のとおりである。労災就学援護費の額は、支給される者と生計を同じくしている在学者等である子が、小学校に在学する者である場合は対象者 1 人につき月額 1 万 5 千円、中学校に在学する者である場合は対象者 1 人につき月額 2 万 1 千円(ただし通信制課程に在学する者である場合にあっては対象者 1 人につき月額 1 万 7 千円)とされており、後者の方が額が多い。(テキスト該当ページなし)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P105 No.279　解答・解説 4 行目	…、その額は、対象者 1 人につき月額 1 万 4 千円とされている。(テキスト該当ページなし)	…、その額は、対象者 1 人につき月額 1 万 5 千円とされている。(テキスト該当ページなし)

無断複製・頒布を禁じます

雇用保険法(RU24803)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P84 No.256　問題 2行目	…、当該専門実践教育訓練を開始する日の1か月前までに、…	…、当該専門実践教育訓練を開始する日の14日前までに、…
改正	P85 No.257　解答・解説 2行目	…、当該専門実践教育訓練を「開始する日の1箇月前まで」に、…	…、当該専門実践教育訓練を「開始する日の14日前まで」に、…

労働保険徴収法(RU24804)

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
改正	P38 No.105　問題	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

105. 建設の事業における令和6年度の雇用保険率は、令和5年度の雇用保険率と同じく、1,000分の18.5である。易 (H30.雇8-D)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P38 No.106　問題 3行目	…、令和5年度の雇用保険率は、一般の事業では、1,000分の13.5とされている。	…、令和6年度の雇用保険率は、一般の事業では、1,000分の13.5とされている。

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
改正	P39 No.105　解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

105.　○　(法 12 条 4 項ほか)本肢のとおりである。(P40)

	訂正箇所	訂正内容 訂正前	訂正内容 訂正後
改正	P39 No.106　解答・解説 1 行目	(法 12 条 4 項・5 項ほか) 一般の事業における令和5年度の雇用保険率は、…	(法 12 条 4 項・5 項ほか) 一般の事業における令和6年度の雇用保険率は、…
改正	P42 No.113　問題 4 行目	…、令和 5 年度の保険年度 1 年間における第 1 種特別加入保険料の額は 17,520 円となる。	…、令和 6 年度の保険年度 1 年間における第 1 種特別加入保険料の額は 17,520 円となる。
改正	P44 No.118　問題 3 行目	…、当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても令和 5 年度の保険年度 1 年間における第 2 種特別加入保険料の額が 227,760 円を超えることはない。	…、当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても令和 6 年度の保険年度 1 年間における第 2 種特別加入保険料の額が 227,760 円を超えることはない。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P44 No.119　問題 4行目	…、令和5年度の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。	…、令和6年度の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。
改正	P44 No.121　問題 4行目	…、令和5年度の保険年度1年間における第3種特別加入保険料の額は39,420円となる。なお、本問においては保険年度の中途に特別加入者の事業の変更や異動等はないものとする。	…、令和6年度の保険年度1年間における第3種特別加入保険料の額は39,420円となる。なお、本問においては保険年度の中途に特別加入者の事業の変更や異動等はないものとする。
改正	P45 No.118　解答・解説 4行目・5行目	…、令和5年度における第2種特別加入保険料率は、最も高いもので1,000分の52(林業の事業)であるため、令和5年度の第2種特別加入保険料の額は、…	…、令和6年度における第2種特別加入保険料率は、最も高いもので1,000分の52(林業の事業)であるため、令和6年度の第2種特別加入保険料の額は、…
改正	P45 No.119　解答・解説 1行目	(法14条の2、則23条の3)令和5年度の第3種特別加入保険料率は、…	(法14条の2、則23条の3)令和6年度の第3種特別加入保険料率は、…

無断複製・頒布を禁じます

労務管理その他労働に関する一般常識(RU24805)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P113 No.6 選択肢 ⑤	⑤　25	⑤　23
改正	P113 No.6　解答 空欄Ｂ　解答	Ｂ　⑤　25（平 14.6.11 厚労告 213 号ほか）（テキスト該当ページなし）	Ｂ　⑤　23（平 14.6.11 厚労告 213 号ほか）（テキスト該当ページなし）

無断複製・頒布を禁じます

健康保険法(RU24806)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P194 No.2　問題2 ３行目・4行目・5行目	…。令和5年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.4%とされたため、令和5年における延滞税特例基準割合は年 1.4%となった。このため、令和5年における延滞金の割合の特例は、…	…。令和6年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.4%とされたため、令和6年における延滞税特例基準割合は年 1.4%となった。このため、令和6年における延滞金の割合の特例は、…

無断複製・頒布を禁じます

国民年金法(RU24807)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P67 No.181　解答・解説 3行目	…、支給繰下げによる減額率も準用される(法附則9条の2第6項)。	…、支給繰上げによる減額率も準用される(法附則9条の2第6項)。

無断複製・頒布を禁じます

厚生年金保険法(RU24808)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P67 No.184　解答・解説 リンクページ	…、当該老齢厚生年金に加給年金が「加算される」。(P108)	…、当該老齢厚生年金に加給年金が「加算される」。(P109)
改正	P74 No.209　問題 5行目・7行目	…との合計額が48万円を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について、当該合計額から48万円を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。	…との合計額が50万円を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について、当該合計額から50万円を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。
改正	P76 No.210　問題 1行目	特別支給の老齢厚生年金(基本月額200,000円)を受給する被保険者について、…	特別支給の老齢厚生年金(基本月額220,000円)を受給する被保険者について、…
改正	P76 No.211　問題 1行目	令和5年8月において、総報酬月額相当額が220,000円の64歳の被保険者が、…	令和6年8月において、総報酬月額相当額が220,000円の64歳の被保険者が、…

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
改正	P77 No.210　解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

210. ×（法附則11条ほか）本肢の場合、当該年金の支給停止月額（令和6年度価額）は、｛基本月額（220,000円）＋総報酬月額相当額（240,000円＋600,000円÷12）－支給停止調整額（50万円）｝×2分の1＝5,000円となり、支給停止後の年金月額は、基本月額（220,000円）－支給停止月額（5,000円）＝215,000円（加給年金額を除く）となる。（P117-118）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P77 No.211　解答・解説 2行目・3行目	…、総報酬月額相当額220,000円と基本月額120,000円との合算額340,000円が支給停止調整額480,000円（令和5年度価額）を超えないため、…	…、総報酬月額相当額220,000円と基本月額120,000円との合算額340,000円が支給停止調整額500,000円（令和6年度価額）を超えないため、…
改正	P94 No.260　問題 1行目	70歳以上の老齢厚生年金（基本月額150,000円）の受給権者が民間の適用事業所に使用され、…	70歳以上の老齢厚生年金（基本月額170,000円）の受給権者が民間の適用事業所に使用され、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P94 No.261　問題 1行目・3行目 ※5/14（火）　更新 訂正内容を修正	令和5年4月において、総報酬月額相当額が480,000円の66歳の被保険者(第1号厚生年金被保険者期間のみを有し、前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者とする。)が、基本月額が100,000円の老齢厚生年金を受給することができる場合、…	令和6年4月において、総報酬月額相当額が480,000円の66歳の被保険者(第1号厚生年金被保険者期間のみを有し、前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者とする。)が、基本月額が120,000円の老齢厚生年金を受給することができる場合、…
改正	P95 No.260　解答・解説 2行目・3行目 ※5/14（火）　更新 訂正内容を修正	…、当該年金が支給停止される月額(令和5年度価額)は、{基本月額(150,000円)＋総報酬月額相当額(360,000円)－支給停止調整額(480,000円)}×2分の1＝15,000円となる。	…、当該年金が支給停止される月額(令和6年度価額)は、{基本月額(170,000円)＋総報酬月額相当額(360,000円)－支給停止調整額(500,000円)}×2分の1＝15,000円となる。
改正	P95 No.261　解答・解説 2行目・3行目	…、{総報酬月額相当額(480,000円)＋基本月額(100,000円)－支給停止調整額(令和5年度価額480,000円)}×2分の1＝50,000円が、…	…、{総報酬月額相当額(480,000円)＋基本月額(120,000円)－支給停止調整額(令和6年度価額500,000円)}×2分の1＝50,000円が、…

【2024/05/14 更新分】

厚生年金保険法(RU24808)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P200 No.9 問題3 1行目	３　令和4年4月から、65歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和5年度では、…	３　令和4年4月から、65歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和6年度では、…
改正	P201 No.9 選択肢 ⑨	⑨　月額1万5千円	⑨　月額5千円
改正	P201 No.9　解答 空欄Ｄ　解答	Ｄ　⑨　月額1万5千円	Ｄ　⑨　月額5千円

無断複製・頒布を禁じます

社会保険に関する一般常識(RU24809)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P22 No.59 1行目・2行目	高齢者医療確保法施行令では、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額は、66 万円を超えることができないものであることを規定している。	高齢者医療確保法施行令第 18 条第 1 項第 6 号では、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額は、80 万円を超えることができないものであることを規定している。
訂正	P87 No.249　解説 2行目	…、1989(令和元)年度においては「年金」が49.5%、「医療」が39.4%を占めていたが、…	…、1989(平成元)年度においては「年金」が49.5%、「医療」が39.4%を占めていたが、…

【2024/05/29 更新分】

雇用保険法(RU24803)

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
改正	P83 No.251　解答・解説	※下記に差し替え

251.　○　本肢のとおりである（行政手引 58015）。出題当時は教育訓練給付（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）における支給申請は、疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合に限り、代理人（提出代行を行う社会保険労務士を含む、以下同じ）による申請が認められていたため本肢は誤りとされたが、令和６年２月１日より当該要件が廃止されたことにより疾病または負傷等その他やむを得ない理由がない場合であっても代理人による支給申請が可能となった。

【2024/06/18 更新分】

厚生年金保険法(RU24808)

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
訂正	P116 No.317　問題	※下記に差し替え

317.　国民年金の第 1 号被保険者期間のみを有していた者が、離婚時みなし被保険者期間を有するに至ったことにより老齢厚生年金の受給権を取得した後に死亡した場合には、死亡した者によって生計を維持していた一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。なお、当該老齢厚生年金の受給権を取得した際には、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年以上であった場合とする。

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
訂正	P117 No.317　解答・解説	※下記に差し替え

317. ○ (法 58 条 1 項、法 78 条の 11)本肢のとおりである。遺族厚生年金の支給要件がいわゆる長期要件に該当する場合には、離婚時みなし被保険者期間を有する者を含むこととされており、本肢の者のように離婚時みなし被保険者期間以外に厚生年金保険の被保険者期間がない者であっても、長期要件に該当する場合にあっては、死亡した者によって生計を維持していた一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。本肢の場合、離婚時みなし被保険者期間を有しており、かつ、老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年以上であった者）が死亡していることから、長期要件に該当する。なお、本肢の場合、保険料納付要件は問われない。

【2024/07/03 更新分】

厚生年金保険法(RU24808)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P93 No.254　解答・解説 4行目	…、在職老齢年金の仕組みの適用対象となる月である。(P143-144)	…、在職老齢年金の仕組みの適用対象となる月である。(P141-142)

以上